

令和9年度 只見町職員（大学卒程度）採用候補者試験要領

令和9年度只見町職員（大学卒程度）採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	土木	建築
採用予定人員	1名程度	1名程度

2. 受験資格（学歴は問いません。）

- ・昭和61年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者。
- ・無資格もしくは未経験の方は、採用後、一般財団法人ふくしま市町村支援機構において、数年間専門的な技術の習得ができる者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

大学卒程度で次により行います。

(1) 第1次試験

①教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、五肢択一式による筆記試験を行います。

《土木、建築》

- ・出題分野及び出題数 知識分野13問・知能分野27問

※「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「自然に関する一般知識分野」、「国語」の出題はありません。

②専門試験

それぞれの試験職種の職員として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。

③事務適性検査、性格特性検査、職場適応性検査を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、小論文並びに面接による試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	発表
第1次試験	令和8年7月12日（日）	受付 9:00～9:30 ①教養試験 10:00～12:00 ②専門試験 13:00～15:00 ③事務適性検査、性格特性検査、職場適応性検査 15:15～16:50 ※③各検査は専門試験終了後実施	福島大学 福島市金谷川1番地	令和8年8月中旬に 只見町役場掲示板に合格者名を掲示するほか合格者に通知します。
第2次試験	第1次試験合格者に対し通知します。			

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本町の給料表によるが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続き及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、役場総務企画課及び朝日・明和公民館で交付します。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「大学卒程度試験（土木・建築いずれか）申込用紙請求」と書いて、140円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角形2号）を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

1. 申込用紙に必要事項を記入して、役場総務企画課まで提出して下さい。その際110円切手を貼った自分宛の返信用封筒（長形3号）の表に赤で「大学卒程度試験申込」と書いたものを忘れず添付ください。

2. 申込書を郵送する場合も、同様に自分宛の封筒を同封し、必ず簡易書留にて送付ください。

（送付先） 〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地

只見町役場総務企画課総務係 宛て

3. 受験票を受領したときは、最近6ヵ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。

（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）

(3) 受付期間

令和8年5月13日（水）から同6月12日（金）まで（執務時間中に限ります。）

郵便による申込書提出の場合は、同6月10日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

8. 試験結果の開示

第1次試験の結果については、第1次試験の不合格者に限り、口頭で開示を請求することができます。なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

9. その他

(1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

(2) 受験者は、昼食を持参すること。

(3) 受付時間は厳守のこと。

(4) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関を利用してください。

(5) この試験に関し不明な点は、役場総務企画課に問い合わせてください。

只見町役場総務企画課 TEL0241(82)5210（ただし、執務時間中に限る。）

郵便で問い合わせる場合は、110円切手を貼った自分宛の返信用封筒（長形3号）を必ず同封してください。

(6) インターネットによるメール等での問い合わせについては、対応いたしませんので、ご了承ください。